

令和4年度 第2回おぐにコミュニティ協議会運営委員会次第

日時：令和5年3月2日（木）10：00から

場所：おぐにコミュニティセンター 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) コミセン組織への地域委員会機能編入に伴う規約の改正等について

(2) その他

4 閉 会

令和4年度 第2回運営委員会参加者一覧

	職務	構成団体名等	氏名	出欠
1	運営委員	小国地域委員会	鈴木 京子	
2	運営委員	小国地域委員会	板屋 忠幸	
3	運営委員	集落総代連絡協議会	木原 博	
4	運営委員	集落総代連絡協議会	中村 剛	
5	運営委員	集落総代連絡協議会	藤田 豊	
6	運営委員	小国地区民生委員児童委員協議会	佐々木 稔	
7	運営委員	社会福祉協議会小国支所	峯村 克夫	
8	運営委員	小国中学校区校長会	山碕 孝幸	
9	運営委員	小国町商工会	田中 克己	
10	運営委員	JA柏崎 小国支店	長瀬 信哉	
11	運営委員	小国観光協会	永見 康之	
12	運営委員	生涯学習部会	今井 則子	
13	運営委員	生涯学習部会	角山 典子	
14	運営委員	福祉健康部会	小林 雅巳	
15	運営委員	福祉健康部会	飯田 和弘	
16	運営委員	子ども若者部会	佐藤 好和	
17	運営委員	子ども若者部会	北原 千秋	
18	運営委員	まちづくり部会	片桐 健三郎	
19	運営委員	まちづくり部会	飯田 克久	
20	会計監査委員	まちづくり部会	桑原 勝利	
21	会計監査委員	福祉健康部会	中澤 裕子	
22	小国支所	支所長	遠藤 健男	
23	小国支所	地域振興・市民生活課長	湯本 利昭	
24	小国支所	教育支援担当係長	鈴木 久美子	
25	事務局	センター長	田中 一久	
26	事務局	主事	山田 晴美	
27	事務局	主事	北原 祐	
28	事務局	主事	丸山 正敏	
	合 計		28名	

コミセン組織への地域委員会機能の編入について

【制度の変更事由】

1. 長岡市と合併時に支所地域に制定された地域委員会が令和5年3月末（令和4年度末）をもって廃止となる。
2. このため、制度廃止後に地域委員会が持っている機能（地域の声を聴取し、課題を把握して解決に向けた検討を行う。また、市長からの地域の意見聴取に対し、検討し結果を報告する）を継続して行う組織が必要となった。
3. 長岡市では、この地域委員会が持っている機能を、各コミセン運営の中に取り入れて活動を継続していくことに決定をしている。

【今までの経緯】

1. 地域委員会を管轄する長岡市地域振興戦略部が地域委員会に説明を行い、これを受けて小国地域委員会では、コミセンや地域内の主要団体の代表などをオブザーバーとして会議に招きながらコミセン組織への機能移行についての検討を重ねてきた。
2. 検討を進める中で、一番重要となったのは「支所地域におけるコミュニティ組織の役割」ということで、コミセンを管轄する市民協働課と地域委員会を管轄する地域振興戦略部を交えての説明会が地域委員会及びコミセン役員会で行われ、次の内容が確認された。

【長岡市からの説明の要点】

1. 支所地域におけるコミュニティ組織の役割
 - 現在の事業・活動（サークル活動の推進・フォロー等）は、今後もそのまま継続する。
 - 支所地域における令和5年度からの活動内容
 - ・・・地域の声を拾い上げる → 課題の把握 → 市と一緒に解決策を考える。
ただし、会議の費用弁償はなくボランティアとなる。
 - 長岡市が各地域に意見を聞く（市長が意見聴取する）機会は、5～10年に1回程度と考えられる → この場合の会議報酬費は支出される。
 - 新たな地域委員会に代わる機能を持った委員会（仮）等の活動については、地域の実態に合わせたものでよく、具体的なノルマや正解は一つもない。
 - 新たな地域委員会に代わる機能を持った委員会（仮）等については、現コミセン組織にプラス α として加えるものとして取り扱う。
 - 新たな地域委員会に代わる機能を持った委員会（仮）等については、支所としても積極的にかかわる。

2. 地域委員会に代わる機能を持った新たな委員会（仮）等に係る必要な人材及び経費について

○あくまでも市民協働課が管轄するコミセン運営の範囲内となる

- ・経費については、いきコミ補助金からの支出が主体となる
→ 会議費用のうち、報酬等は補助金外となるためコミセン役員と同様にボランティア対応となる
- ・職員については、管轄は現事務局内で対応することとなり、事務量増加に伴い人員の増が必要な場合は、主事等の追加となる。

【新たな組織づくりにおける注意点】

1. 現運営経費も新たな委員会（仮）等経費も一つの会計（予算）で賄うこととなるため、これに必要な機構（事務局、会計監査、広報委員会）は、共通したものでなければならない。
2. 新たな委員会（仮）等の機能（仕事）は、地域の声を拾い上げる → 課題の把握 → 市と一緒に解決策を考える。という検討機能であり、実行部隊ではない。
3. 新たな委員会（仮）等のメンバー構成は、地域に精通し、地域活性化に意欲がある地域活動団体からの代表等が望ましい。
→ コミセン活動との情報共有、連携は重要。
メンバーの選出は今後検討。
4. 新たな委員会（仮）等における検討結果については、コミセン運営委員会に提案し、コミュニティ協議会として市及び関係団体に要望等としてつなげる。



以上を踏まえての今後の組織づくりについて

1. 新たな組織構成については、コミセン役員会で協議した結果、別紙の（案）を基準として検討をしていきたい。
2. 新たな組織「〇〇委員会」については準備会をつくって、組織図・名称・構成員・規約変更等を検討し、結果を運営委員会に提案したい。
※ 準備会メンバーは、運営委員会から 地域委員2名、総代連1名、民生委員児童委員1名、商工会1名、他役員会7名の計12名にお願いしたい。
3. 新たな組織づくりについては、8月末までに確定したい。

地域づくり推進準備会委員一覧

会長 飯田 和弘

副会長 鈴木 京子

	構成団体名等	氏名	備考
1	小国地域委員会	鈴木 京子	
2	小国地域委員会	板屋 忠幸	
3	集落総代連絡協議会	藤田 豊	
4	小国地区民生委員児童委員協議会	佐々木 稔	
5	小国町商工会	田中 克己	
6	生涯学習部会	今井 則子	
7	福祉健康部会	小林 雅巳	
8	福祉健康部会	飯田 和弘	
9	子ども若者部会	佐藤 好和	
10	子ども若者部会	北原 千秋	
11	まちづくり部会	片桐 健三郎	
12	地域学びコーディネーター	山崎 重信	
12名			

コミセン組織への地域委員会機能編入の体制づくりについて

1 体制（組織）づくりの検討経緯及び結果について

- (1) コミュニティ協議会運営委員会で決定した準備会（地域づくり推進準備会）を3回開催して検討を行った。
- (2) 検討した結果については、下記のとおり。今後、この内容でコミュニティ協議会運営委員会に提案し承認を得るものとする。

2 地域委員会機能を持つ組織（案）について

- (1) おぐにコミュニティ協議会の組織に新たに「地域づくり推進委員会」を設置する。

3 地域づくり推進委員会（案）について

(1) 組織

【おぐにコミュニティ協議会規約（改正案）より抜粋】

地域の声を聴取して課題を把握し、解決に向けた検討を行うため、地域づくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。



【詳細】

おぐにコミュニティ協議会規約の目的に掲げられている地域課題を解決しながら、住みよい地域社会づくりを推進するために、地域の声を聴取して課題を把握し、解決に向けた検討を行うことを目的とした組織を設置する。

(2) 業務

【おぐにコミュニティ協議会規約（改正案）より抜粋】

推進委員会は、委員長が招集し、協議会の目的及び事業に基づいて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 小国地域に係る地域振興に関すること。
- (2) 小国地域に関係する長岡市の施策に関すること。
- (3) 地域づくり交流会事業に関すること。
- (4) その他、コミュニティ協議会の目的に寄与する事業



【詳細】

- 地域委員会の検討課題等を引き継ぎ検討する。
- 地域づくり交流会を開催するなどして地域の声を聴取する。
- 地域課題を把握する。
- 市（支所）と一緒に課題の解決策を検討する。

- 検討結果をコミセン運営委員会に提案し、コミュニティ協議会として市及び関係団体等に要望としてつなげる。
- 市（市長）からの地域の意見聴取に対して、検討し結果を報告する。
- 推進委員会の代表等は、コミュニティ協議会の運営委員会、役員会及び広報委員会に参画する。
- 必要に応じて先進地視察等により研修を行う。

(3) 構成員

【おぐにコミュニティ協議会規約（改正案）より抜粋】

推進委員会は、小国地域集落の代表者、関係機関の代表者、コミュニティ協議会役員及び学識経験者等をもって構成する。
 推進委員会の委員数は、10名以内とする。



【当初メンバー】

- 小国地域集落の代表者：総代連1名
 - 関係機関の代表者
 - ：地区社協1名、商工会1名、観光協会1名、JA1名、
 - チームおぐに1名
 - コミュニティ協議会役員：会長、副会長2名
 - 学識経験者：1名
- 計10名

(4) 任期

【おぐにコミュニティ協議会規約（改正案）より抜粋】

委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない

(5) おぐにコミュニティ協議会規約（改正案） 別紙のとおり

(6) 組織図（改正案） 別紙のとおり

(7) 事務局体制等

従来のコミセン活動を維持しながら、地域の課題を把握し検討する新たな組織（地域づくり推進委員会）が有効に活動するためには、地域づくり交流会の開催や小国支所・地域内活動団体（総代連等）との一層の連携が必要となるため、主事1名の増員を要望する。

(8) 活動に必要な経費

- ・会議経費・・・事務費（消耗品・会議案内切手代等）：2万円
- ・地域づくり交流会経費・・・事務費（消耗品・案内切手代等）：2万円

チラシ印刷：2万円・講師謝金：4万円

・取り組み課題による研修経費（先進地視察等）

・・・研修経費：5万円

合計 15万円

内、現有予算（別紙参照）の「地域づくり交流会：5万円」を精査すると

令和5年度予算要望額 10万円 としたい。

【おぐにコミュニティ協議会】組織図

現 行

関係機関

- ・長岡市小国支所 ・小国交番
- ・小国観光協会・MTN サポート
- ・小国町商工会 ・JA 柏崎
- ・小中学校 ・保育園
- ・チームおぐに など

地域委員会

社会福祉協議会小国支所

集落総代連絡協議会

(連携)

(連携)

(連携)

(連携)

おぐにコミュニティ協議会

運営委員会（20名以内）

集落総代連絡協議会 地域委員 社会福祉協議会小国支所 民生委員児童委員協議会
各部会代表 関係機関（小中学校・小国町商工会・小国観光協会・JA 柏崎 など）

役員会（8名以内）

- ・会長(1)・副会長(2)・各部会長(4)
- ・地域学びコーディネーター(1)

会計監査(2名)

※運営委員以外から選出

広報委員会(8名以内)

- ・各部会代表(各1)・事務局員

事務局

センター長(1名) 主事(3名)

生涯学習部会

- ・生涯学習活動
- ・文化、芸術の振興
- ・生涯スポーツの振興

〈構成〉

- ・地域学びコーディネーター
- ・小国スポーツ協会
- ・小国文化協会
- ・小国文化フォーラム
- ・スポーツ推進委員会
- ・食生活改善推進委員
- ・小国地域生産組合
連絡
- ・サークル活動団体
- ・集落総代連絡協議会

- ・住民(公募・推薦)

福祉健康部会

- ・地域福祉活動の推進
- ・健康の維持、増進
- ・長寿社会への対応

〈構成〉

- ・小国地区社会福祉協議会
- ・除雪支援組織
- ・民生委員
- ・長岡市老人クラブ
連合会小国支部
- ・地域福祉施設
- ・地域福祉団体
- ・福祉ボランティア
- ・食生活改善推進委員
- ・NPO 法人
MTN サポート
- ・集落総代連絡協議会

- ・住民(公募・推薦)

子ども若者部会

- ・青少年の健全育成
- ・女性、若者の参画
- ・子育て支援

〈構成〉

- ・青少年育成会議
- ・主任児童委員
- ・母子保健推進委員
- ・ひまわり保育園
- ・保育園保護者会
- ・小国中学校区校長会
- ・小中学校 PTA
- ・集落総代連絡協議会

- ・住民(公募・推薦)

まちづくり部会

- ・集落活動の活性化、連携
- ・防犯、防災、交通安全
- ・環境美化、保全

〈構成〉

- ・集落総代連絡協議会
- ・交通安全連絡協議会
小国支部
- ・小国中学校区校長会
- ・消防団小国方面隊
- ・小国交番
- ・長岡市老人クラブ
連合会
- ・民生委員
- ・NPO 法人
MTN サポート
- ・チームおぐに

- ・住民(公募・推薦)

各部会（20名以内）

地域づくり交流会

（おぐにコミュニティ協議会の事業として開催）

- ・小国地域がもっと住みよい地域になるよう夢を語ってもらう場
- ・小国地域住民・地域活動団体等、地域の誰もが参加できる場
- ・情報交換や連携事業実現に向けて、全体で話し合う場

背景

少子高齢化、人間関係の希薄化、環境問題など地域社会が大きく変貌し、個人だけでは処理できない問題が多くなっている。そうした課題を解決し、よりよい地域をつくるために、住民の自主的、積極的な参加によるコミュニティづくりが求められてきている。

小国地域でも、地域委員会や集落総代連絡協議会などで検討され、平成20年8月に「おぐにコミュニティ検討委員会」を設置し、検討を進めてきた。平成22、23年度は小国地域総合センターの検討を行い、平成24年4月に同センターを開設。平成24年3月から、小国地域がもっと住みよい地域になるにはどうしたらよいか、どんなことができるかなど夢を語る「地域づくり交流会」を開催し、地域課題の解決につながる「やりたいこと」が提案され始めた。

このような小国地域の住民、団体等から出された「やりたいこと」を実現するために、「おぐにコミュニティ協議会」を設置することとし、平成25年度「おぐにコミュニティ推進準備委員会」で、地域の実情に応じた組織づくりについて協議することとした。

協議会の目的

本会は、地域住民及び団体が行う自主的かつ主体的な活動を通して、地域住民相互交流と連携を深め、住民一人ひとりが充実した人生を送ることができよう地域課題を解決しながら、住みよい地域社会づくりを推進する。

基本目標

1 生きがいと豊かな心を育むコミュニティづくり 【生涯学習部会】

- ・元気で豊かな人生を送ることができるよう「学びの場」を創る。
- ・伝統文化、芸能の継承支援や自発的で創造的な芸術文化活動の活発化を図る。
- ・地域ぐるみで、スポーツに親しむことができるよう生涯スポーツの振興を図る。

2 優しさと思いやりのあるコミュニティづくり 【福祉健康部会】

- ・高齢者や障がいのある人など誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう地域福祉活動を推進する。
- ・誰もが健康で心豊かな生活ができるよう健康づくりを推進する。
- ・高齢者が生きがいを持って暮らせるよう支援する。

3 夢をはぐくみ、子どもと若者がいきいきと暮らせるコミュニティづくり 【子ども若者部会】

- ・女性や若者たちが元気に地域活動へ参加できる場を創る。
- ・子どもたちの健やかな成長のため、乳幼児期から思春期までの子育て支援を行う。
- ・青少年の健全育成活動を行う。

4 絆を大切に、安心して暮らせるコミュニティづくり 【まちづくり部会】

- ・現在の集落等を単位とした強い絆や良好な隣近所関係を尊重し、集落等と密接に連携しながら進める。
- ・地域の安全は地域住民で守ることができる地域づくりを行う。
- ・安心して快適に暮らせるよう環境美化、保全活動を行う。

おぐにコミュニティのキャッチフレーズ

集い つながり 助け合い 自分たちの手で創るコミュニティ

【おぐにコミュニティ協議会】組織図

(改正案)

関係機関

- ・長岡市小国支所
- ・小国交番
- ・小国観光協会・MTN サポート
- ・小国町商工会
- ・JA 柏崎
- ・小中学校
- ・保育園
- ・チームおぐに など

地域委員会

社会福祉協議会小国支所

集落総代連絡協議会

おぐにコミュニティ協議会

運営委員会 (20名以内)

集落総代連絡協議会 地域委員 社会福祉協議会小国支所 民生委員児童委員協議会 各部会代表
地域づくり推進委員会代表 関係機関 (小中学校・小国町商工会・小国観光協会・JA えちご中越 など)

役員会 (9名以内)

- ・会長(1)・副会長(2)・各部会長(4)・地域づくり推進委員長(1)
- ・地域学びコーディネーター(1)

会計監査 (2名)

※運営委員以外から選出

広報委員会 (9名以内)

- ・各部会代表(各1)・地域づくり推進委員会代表(1)・事務局員

事務局

センター長(1名) 主事(4名)

生涯学習部会

- ・生涯学習活動
- ・文化、芸術の振興
- ・生涯スポーツの振興

〈構成〉

- ・地域学びコーディネーター
- ・小国スポーツ協会
- ・小国文化協会
- ・小国文化フォーラム
- ・スポーツ推進委員会
- ・食生活改善推進委員
- ・小国地域生産組合
連絡協議会
- ・サークル活動団体
- ・集落総代連絡協議会

・住民(公募・推薦)

福祉健康部会

- ・地域福祉活動の推進
- ・健康の維持、増進
- ・長寿社会への対応

〈構成〉

- ・小国地区社会福祉協議会
- ・除雪支援組織
- ・民生委員
- ・長岡市老人クラブ
連合会小国支部
- ・地域福祉施設
- ・地域福祉団体
- ・福祉ボランティア
- ・食生活改善推進委員
- ・NPO 法人
MTN サポート
- ・集落総代連絡協議会

・住民(公募・推薦)

子ども若者部会

- ・青少年の健全育成
- ・女性、若者の参画
- ・子育て支援

〈構成〉

- ・青少年育成会議
- ・主任児童委員
- ・母子保健推進委員
- ・ひまわり保育園
- ・保育園保護者会
- ・小国中学校区校長会
- ・小中学校 PTA
- ・集落総代連絡協議会

・住民(公募・推薦)

まちづくり部会

- ・集落活動の活性化、連携
- ・防犯、防災、交通安全
- ・環境美化、保全

〈構成〉

- ・集落総代連絡協議会
- ・交通安全連絡協議会
小国支部
- ・小国中学校区校長会
- ・消防団小国方面隊
- ・小国交番
- ・長岡市老人クラブ
連合会小国支部
- ・民生委員
- ・NPO 法人
MTN サポート

・チームおぐに
・住民(公募・推薦)

各部会 (NPO法区)

長岡市小国支所

(連携)

地域づくり推進委員会 (10名以内)

・地域課題を解決しながら、住みよい社会づくりを推進するために、地域の声を聴取して課題を把握し、解決に向けた検討を行う。

集落総代連絡協議会 小国地区社会福祉協議会 小国町商工会 小国観光協会
JA えちご中越小国支店 チームおぐに コミュニティ協議会役員 学識経験者

開催

意見
要望

地域づくり交流会

(地域づくり推進委員会の事業として開催)

- ・小国地域がもっと住みよい地域になるよう夢を語ってもらう場
- ・小国地域住民・地域活動団体等、地域の誰もが参加できる場
- ・情報交換や連携事業実現に向けて、全体で話し合う場

背景

少子高齢化、人間関係の希薄化、環境問題など地域社会が大きく変貌し、個人だけでは処理できない問題が多くなっている。そうした課題を解決し、よりよい地域をつくるために、住民の自主的、積極的な参加によるコミュニティづくりが求められてきている。

小国地域でも、地域委員会や集落総代連絡協議会などで検討され、平成20年8月に「おぐにコミュニティ検討委員会」を設置し、検討を進めてきた。平成22、23年度は小国地域総合センターの検討を行い、平成24年4月に同センターを開設。平成24年3月から、小国地域がもっと住みよい地域になるにはどうしたらよいか、どんなことができるかなど夢を語る「地域づくり交流会」を開催し、地域課題の解決につながる「やりたいこと」が提案され始めた。

このような小国地域の住民、団体等から出された「やりたいこと」を実現するために、「おぐにコミュニティ協議会」を設置することとし、平成25年度「おぐにコミュニティ推進準備委員会」で、地域の実情に応じた組織づくりについて協議することとした。

協議会の目的

本会は、地域住民及び団体が行う自主的かつ主体的な活動を通して、地域住民相互交流と連携を深め、住民一人ひとりが充実した人生を送ることができよう地域課題を解決しながら、住みよい地域社会づくりを推進する。

基本目標

1 生きがいと豊かな心を育むコミュニティづくり 【生涯学習部会】

- ・元気で豊かな人生を送ることができるよう「学びの場」を創る。
- ・伝統文化、芸能の継承支援や自発的で創造的な芸術文化活動の活発化を図る。
- ・地域ぐるみで、スポーツに親しむことができるよう生涯スポーツの振興を図る。

2 優しさと思いやりのあるコミュニティづくり 【福祉健康部会】

- ・高齢者や障がいのある人など誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう地域福祉活動を推進する。
- ・誰もが健康で心豊かな生活ができるよう健康づくりを推進する。
- ・高齢者が生きがいを持って暮らせるよう支援する。

3 夢をはぐくみ、子どもと若者がいきいきと暮らせるコミュニティづくり 【子ども若者部会】

- ・女性や若者たちが元気に地域活動へ参加できる場を創る。
- ・子どもたちの健やかな成長のため、乳幼児期から思春期までの子育て支援を行う。
- ・青少年の健全育成活動を行う。

4 絆を大切に、安心して暮らせるコミュニティづくり 【まちづくり部会】

- ・現在の集落等を単位とした強い絆や良好な隣近所関係を尊重し、集落等と密接に連携しながら進める。
- ・地域の安全は地域住民で守ることができる地域づくりを行う。
- ・安心して快適に暮らせるよう環境美化、保全活動を行う。

地域づくりの推進

住みよい社会づくり 【地域づくり推進委員会】

地域課題を解決しながら、住みよい社会づくりを推進するために、地域の声を聴取して課題を把握し、解決に向けた検討を行う。

おぐにコミュニティのキャッチフレーズ

集い つながり 助け合い 自分たちの手で創るコミュニティ

おぐにコミュニティ協議会規約（改正案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、「おぐにコミュニティ協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、地域住民及び団体が行う自主的かつ主体的な活動を通して、地域住民相互交流と連携を深め、住民一人ひとりが充実した人生を送ることができるよう地域課題を解決しながら、住みよい地域社会づくりを推進することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ意識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 地域住民相互の交流、親睦及び連帯感の醸成に関すること。
- (3) 地域の環境美化及び防犯・防災・交通安全に関すること。
- (4) 福祉の向上及び健康保持に関すること。
- (5) 女性・若者の参画及び青少年の育成に関すること。
- (6) スポーツ及び文化芸術の振興に関すること。
- (7) 地域づくり推進委員会及び地域づくり交流会事業に関すること。
- (8) その他、本会の目的に寄与する事業

（構成員）

第4条 協議会は、長岡市小国地域の住民、関係地域団体及び関係機関をもって構成する。

第2章 組織

（組織）

第5条 協議会の運営を円滑に行うため、運営委員会(以下「委員会」という。)、役員会、広報委員会を置く。

2 協議会の事業を推進するため、次に掲げる専門部会(以下「部会」という。)を置く。

- (1) 生涯学習部会
- (2) 福祉健康部会
- (3) 子ども若者部会
- (4) まちづくり部会

3 地域の声を聴取して課題を把握し、解決に向けた検討を行うため、地域づくり推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

第3章 役員

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員を選出)

第7条 正副会長は、委員会の委員の中から互選で選任する。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、協議会長事故あるときは、その職務を代行する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員は、任期満了後においても、後任の役員が就任するまでその職務を行うものとする。
- 3 役員が欠けたときはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 運営委員会

(委員会の構成)

第10条 委員会は、小国地域集落の代表者、~~地域委員~~関係機関の代表者及び専門部会代表者、~~推進委員会代表者~~等をもって構成する。

- 2 委員会の委員数は、20名以内とする。

(委員任期)

第11条 委員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員は、任期満了後においても、後任の委員が就任するまでその職務を行うものとする。
- 3 委員が欠けたときは、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第12条 委員会は、会長が召集し委員会の議長となり、協議会に関わる事項を審議し、決定する。

- 2 会議は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決するものとする。

(審議事項)

第13条 委員会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 協議会の事業の計画及び実施に関すること。
- (2) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (3) 協議会規約等の改正に関すること。
- (4) 前各号に掲げることのほか、必要と認められる事項

第5章 役員会

(役員会の構成)

第14条 役員会は、会長、副会長及び専門部会長、**推進委員長**、地域学びコーディネーターをもって構成する。

(会議)

第15条 役員会は、必要に応じて会長が召集し、協議会に関わる事項のうち軽微な事項を審議し、決定することができる。

2 会議は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決するものとする。

(審議事項)

第16条 役員会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 委員会の開催に関すること。

~~(2) 地域づくり交流会の開催に関すること。~~

(2) コミュニティセンター職員の選考及び推薦に関すること。

(3) 緊急の事項に関すること。

(4) 前各号に掲げることのほか、必要と認められる事項

第6章 専門部会

(部会の構成)

第17条 部会は、次の者をもって構成する。

(1) 小国地域の住民で、事業に協力しようとする者

(2) 小国地域内で活動する各種団体の構成員

(3) 部会長から推薦された者

2 部会の委員数は20名以内とする。

(部会の役員)

第18条 部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

2 前項の役員は、部会の会員の中から互選により選任する。

(部会の役員の任期)

第19条 部会の役員の任期は、選任された日から2年とし、再任を妨げない。ただし、後任の役員が就任するまでは、任務を継続して行わなければならない。

2 部会役員が欠けたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(部会の職務)

第20条 部会は、協議会の目的及び事業に基づいて、次に掲げる活動を行う。

(1) 生涯学習部会 生涯学習活動及び文化・芸術の振興並びに生涯スポーツの振興に関すること。

(2) 福祉健康部会 地域福祉活動の推進及び健康の維持、増進に関すること。

(3) 子ども若者部会 女性・若者の参画及び子育て支援並びに青少年の健全育成に関する事。

(4) まちづくり部会 集落活動の活性化、連携及び防犯・防災・交通安全並びに環境美化・保全に関する事。

(部会の会議)

第 21 条 部会の会議は、部会長が召集し、会議の議長となり、次の事項を審議し、決定する。

(1) 部会の事業の計画及び実施に関する事。

(2) 部会の運営に関する事。

(3) 前 2 号に掲げる事のほか、必要と認められる事項

2 会議は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決するものとする。

第 7 章 広報委員会

(広報委員会)

第 22 条 広報委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 専門部会及び推進委員会の代表

(2) 事務局員

2 広報委員会の委員数は 9 名以内とする。

(広報委員会の業務)

第 23 条 広報委員会は、正副会長と連携しながら次に掲げる業務を行う。

(1) コミュニティセンターだよりの発行に関する事。

(2) 行事案内チラシ発行等コミュニティ事業の案内等に関する事。

(3) 前 2 号に掲げる事のほか、協議会の目的及び事業に関する広報全般に関する事。

第 8 章 地域づくり推進委員会

(推進委員会の構成)

第 24 条 推進委員会は、小国地域集落の代表者、関係機関の代表者、コミュニティ協議会役員及び学識経験者等をもって構成する。

2 推進委員会の委員数は、10 名以内とする。

(推進委員会の役員)

第 25 条 推進委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 1 名

2 前項の役員は、推進委員会の委員の中から互選により選任する。

(委員の任期)

第 26 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員は、任期満了後においても、後任の委員が就任するまでその職務を行うものとする。

3 委員が欠けたときは、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。
(推進委員会の業務)

第 27 条 推進委員会は、委員長が召集し、協議会の目的及び事業に基づいて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 小国地域に係る地域振興に関すること。
- (2) 小国地域に関係する長岡市の施策に関すること。
- (3) 地域づくり交流会事業に関すること。
- (4) その他、コミュニティ協議会の目的に寄与する事業

第 9 章 事務局

(事務局)

第 28 条 協議会の事務を円滑かつ適正に処理するため、事務局を「小国地域コミュニティセンター」内に置く。

- 2 事務局は、協議会の運営に必要な事務及び会計の処理にあたる。
- 3 事務局員は、コミュニティセンター長及びコミュニティセンター主事とする。
- 4 事務局員は、協議会の全ての会議に出席することができる。

第 10 章 会計

(会計)

第 29 条 協議会の経費は、市補助金、活動に伴う収入、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 30 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計監査)

第 31 条 協議会の会計の適正を期するため会計監査委員を置く。

- 2 会計監査委員は委員会委員以外の地域住民 2 名とし、委員会で選任する。
- 3 会計監査委員は会計監査を行う。

第 11 章 雑則

(委任)

第 32 条 この規約に定めのない事項については、運営委員会で決定するものとする。ただし、軽微な事項は役員会で決定することができる。この場合、決定事項については決定後最初の運営委員会で報告するものとする。

(運営細則)

第 33 条 この規約の施行に関し、運営細則を設けることができる。

附 則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する